

令和4年（行コ）第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国外2名

## 証拠説明書（10）

2022年11月30日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

平 裕



同 弁護士

出口 かお



同 弁護士

井 柝 大



同 弁護士

亀 石 倫



同 弁護士

三 宅 千



同 弁護士

福 田 健



甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
101	意見書 (原本)	玉蟲由樹日 本大学法学 部教授	2022.11.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原判決は首尾一貫性審査を行っているところ、首尾一貫性審査においては、「準拠点」となる基本趣旨そのものに不合理な差別が潜在している場合、法制度のなかに差別が温存されてしまうこと。</li> <li>・ドイツでは2000年以前は売春行為についてそれ自体良俗に反するとしていたが、2000年のベルリン行政裁判所判決以降、それが営業従事者の自律的な意思にもとづくものである限りにおいて、憲法上の人間の尊厳保障に反するものではなく、営業内容が性的内密領域にかかわるといふことのみを理由として人間の尊厳に反すると解することは、公権力が一方的に示す「人のよき生き方」を個人に義務づけるためのものとして扱っていることとなり、むしろ憲法の価値秩序と対立するとされたこと。</li> <li>・そのためドイツでは、性的内密領域にかかわる営業内容が「社会的かつ憲法的な価値秩序」や「法共同体において支配的な見解」に反するとの見解には憲法上の根拠がなく、また性風俗営業そのものが「良俗」に反するとする見解にも憲法上の根拠はないから、公権力が性風俗営業について制約や不利益を課そうとする場合、上記のような抽象的な理由から一律に制約・不利益を課すことは許されず、個別の営業行為について他者加害の危険や他の業種に対する事実上の悪影響などを具体的に示す必要があるとされていること。</li> <li>・日本においては売春防止法と風営法が性風俗サービスを規律しているところ、売春以外の性風俗営業も「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」とするのであれば、そのような行為は売春同様に抑止しなければならず、これを処罰しないのは、法益侵害の重大性からも、明らかに整合性に欠けるから、売春を除く性風俗営業は人</li> </ul>

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
				<p>間の尊厳保障などに反せず、また社会の善良の風俗をみだすともいえないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本における性的道義観念として非公然の原則があるところ、性風俗サービスは公然と行うものでないから、サービスそれ自体は非公然の原則に反するものでもないこと。</li> <li>・売春以外の性風俗営業は、人の尊厳を根拠とする制約にも、最少限度の性道徳による制約にも服さないから、日本の法状況において、人の尊厳保障や性道徳の維持を理由として性風俗営業全般について一律に制約を課したり、不平等な取り扱いをしたりすることには憲法上の根拠がないこと。</li> <li>・「本質的に不健全」とか性的道義観念に反するという評価には「公共の福祉」に含まれるような憲法上の根拠が欠けていること。</li> </ul> <p>等</p>
102	意見書 (原本)	岩切大地立 正大学法学 部教授	2022.11.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原判決は、性的行動が「極めて親密かつ特殊な関係性の中で」行われるべきこと（「親密特殊関係性の原則」）と、性的行動が「非公然と行われるべきこと」（「性行為非公然性の原則」）という2つの性的道義観念が国民の大多数に共有されていることを前提とし、その根拠として2つの政府答弁と風営法の条文解釈を挙げるところ、2つの国会答弁を含むいかなる答弁からもそのような性的道義観念を導くことはできず、また風営法の条文における「健全化」という文言は外的な環境などに関するものと解さざるを得ず、性的道義観念を導くことはできないこと。</li> <li>・その他、答弁や条文を超えて給付金制度との関連で性風俗業が性的道義観念に反するとするならば、給付金制度の制度趣旨との関連性が検討されなければならないが、その関連性は全くなく、また、性風俗営</li> </ul>

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
				業がそれ自体として風営法の規制目的などから独立して一定の性道徳に反するということもできないこと等
103	第 101 回国会 衆議院地方行政委員会議録 15 号 (写し)	衆議院地方 行政委員会	1984 (昭和 平 59).5.10	政府は、昭和 59 年の風営法改正を行う理由として、性風俗営業は売春に移行しやすい営業であるとか、青少年の健全育成に影響を及ぼす営業であるといった、具体的な法益侵害を根拠としており、性道徳や性的道義観念などは根拠としてないこと (9 頁)。
104	第 101 回国会 参議院会議録 21 号 (写し)	参議院	1984 (昭和 平 59).7.11	同上 (8 頁)。
105	第 101 回国会 参議院地方行政委員会議録 18 号 (写し)	参議院地方 行政委員会	1984 (昭和 平 59).7.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上 (17 頁)。</li> <li>・ 同じく政府は、設備の構造などのもっぱら外形的な性質に着目して「健全化」が困難であると説明しており、性道徳や性的道義観念は全く考慮していないこと (17 頁)。</li> <li>・ 法改正を行う理由として、様々なサービスを提供する性風俗事業者が急増し、かつ荒稼ぎをしてはすぐに廃業する傾向があるため、自主規制が期待できない旨を挙げていること (22 頁)。</li> <li>・ 以上のように、政府は、風営法における性風俗営業の位置付けを、その道徳論的な本質論によってではなく、法的な弊害の可能性という面、あるいは一定の法的規制のなじみやすさといった機能面に着目することによって根拠付けており、昭和 59 年改正の政府答弁から原判決の理由付けを根拠付けることは不可能であること。</li> </ul>

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
106	第 101 回国会 衆議院地方行 政委員会議録 18号(写し)	衆議院地方 行政委員会	1984(昭和 平59).6.26	<p>・政府は、昭和 59 年改正の際に、設備の構造などのもっぱら外形的な性質に着目して「健全化」が困難であると説明しており、性道徳や性的道義観念は全く考慮されていないこと(17頁)。</p> <p>・昭和 59 年改正以降、政府は、「やや正常」な風俗営業を法規制の対象とし、「正常といえる余地のない」ものを違法風俗として位置付けており、性風俗であれば一律で「本質的に不健全」≒正常でないなどは整理していなかったこと(8頁)。</p>
107	第 101 回国会 参議院地方行 政委員会議録 17号(写し)	参議院地方 行政委員会	1984(昭和 平59).7.17	<p>・政府側は、ある委員から性風俗営業が「不健全」との前提で質疑がなされたにも関わらず、性風俗営業は「本質的に不健全」である旨の答弁を一切行っておらず、明示的かつ意図的に道徳などの本質論に依拠することを避けていたこと(14頁)。</p> <p>・政府は、風営法における性風俗営業の位置付けを、その道徳論的な本質論によってではなく、法的な弊害の可能性という面から行っており、あるいはまた一定の法的規制のなじみやすさといった機能面に着目することによって根拠付けていること(17頁)。</p> <p>・政府は、風営法 1 条の「善良の風俗」という文言に関連し、そもそも、警察権力が国民の性的道義観念を促進・助長するという事態を風営法が予定しているとは想定できない旨を強調しており、「善良の風俗」は警察法 2 条における警察の責務の範囲内である犯罪予防(消極目的)に基づき解していること。したがって「善良の風俗」を積極目的と解することはできないこと(13頁)。</p> <p>・昭和 59 年改正の際に、性風俗営業が自主的な遵法の促進という意味での健全化の対象に馴染まないこととされた理由としては、荒稼ぎをし</p>

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
				てはすぐに廃業する者が多いという当時の社会背景が語られており、そこに性道徳や性的道義観念を結びつける要素は全く見られないこと(13頁、14頁)。
108	第142回国会 参議院地方行政・警察委員会 議録9号	参議院地方 行政・警察 委員会	1998(平成 10) .4.9	平成10年の風営法改正において、政府は、「風俗関連営業」から「性風俗特殊営業」と名称変更をする理由について、「性を直接売り物とする営業がいわば過激になり、いわゆるいかがわしさが増してきて」いるため「特殊な役務の提供、物品の販売を業とするものであることを規定上も明確にしたい」ということと、「風俗営業との差異を明らかにしたい」ということを示しており、性道徳や性的道義観念などは一切根拠としていないこと(12頁)。
109	「売春法制と性風俗法制の交錯-個室付浴場規制の法的性質をめぐって」陶久利彦編『性風俗と法秩序』(尚学社、2017年)(写し)	岩切大地	2017	・原判決の理由付けは、性風俗営業について、風営法の中で、公認されているのに公認されないという、宙吊りの状態に置き、その結果、性風俗営業を法に内在させながら法的保護から排除するという状況、いわば、『『いかがわしい』からいつでも潰せるけれどもあえて潰さずに大目に見る、という意味での『公認』』という状況を生むことになること。 ・それは性的道義観念という融通無碍な概念を用いて、性風俗営業から存在の正統性を奪うことであらゆる不利益扱いを正当化し、しかしながら法的に禁止させず、同時に法律上位置付けている事実を隠蔽するために機能することとなり、結果的に、性的サービス従事者個人を道徳逸脱者でふしだらな存在として、さらには包摂ではなく排除の対象として扱うことに帰結させること。

以上